

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号に掲げる 基準への適合についての審査基準

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項第3号に掲げる基準への適合についての審査基準は、次のとおりとする。

(1) 建築をしようとする住宅が、次に掲げる区域の内に立地しないものであること。

ただし、建築をしようとする住宅が法令の規定により必要な手続をとることにより当該住宅が長期にわたって存することとなるものであると見込まれるときにあっては、この限りでない。

ア 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第3項に規定する改良地区（同法第8条第1項の規定による告示があったものに限る。）

イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第4項に規定する促進区域

ウ 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域

エ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の施行区域

オ 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域

(2) 建築をしようとする住宅（次に掲げる区域の内に立地するものに限り、ウに掲げる区域の内に立地する大阪府景観条例（平成10年大阪府条例第44号）第12条第1号に規定する建築物を除く。）が、これらの区域に係る計画又は協定に定める建築物に関する事項（建築物の敷地、位置、構造、用途又は建築設備に関する基準に限る。）に適合するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条に規定する建築協定区域

イ 都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等区域

ウ 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画区域

エ 景観法第81条第1項に規定する景観協定区域